

会議録

会議の名称	平成 28 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 28 年 12 月 21 日（水曜日）午後 7 時から 8 時 4 分
開催場所	田無庁舎 5 階
出席者	出席委員：田代委員、千葉委員、平山委員、村田委員、指田委員、浅野委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、梅田委員、渡邊委員、新井委員 欠席委員：金石委員、石田委員 事務局：市民部長 大久保、保険年金課長 森谷、国保給付係長 定留、国保加入係長 後藤、国保給付係 藤野
議題	1 諮問事項 平成 29 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料 1 医療分の賦課方式について 資料 2 東京都内の国民健康保険被保険者数・賦課方式(平成 28 年度) 資料 3 平成 27 年度・28 年度の 26 市保険料率比較 資料 4 賦課限度額の状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p style="text-align: center;">1 開 会</p> <p>○清水会長 平成 28 年度 第 2 回国民健康保険運営協議会を開会します。 本日の会議は定足数に達していることをご報告します。</p> <p style="text-align: center;">会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長 今回の会議録署名委員は、仲川委員と長谷田委員に依頼します。 傍聴者はいますか。</p> <p>○事務局 いません。</p> <p style="text-align: center;">2 議 題</p> <p style="text-align: center;">(1) 諮問事項</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年度 国民健康保険料のあり方について</p> <p>○清水会長 それでは、議題に入ります。第 1 回会議の確認事項について、事務局から説明をお願いします。</p>	

○事務局

データヘルス計画の分析において、歯科レセプトデータが入っていない理由と今後の取り扱いについて、確認した内容をご説明いたします。

まず、歯科レセプトのデータについては、データヘルス計画が生活習慣病の予防に重点が置かれ、国が示す事業もその予防に資する事業が中心となっております。

しかしながら、歯科は、主観的健康観など健康面で重要な位置づけにあることは、当然ながら私どもも認識していますので、現在、健康課において、成人歯科健康診査や歯周病疾患検診等の事業を実施しています。

現時点では、歯科レセプトデータの対応ができない状況であり、また第1期計画との比較という点からも、第2期計画も第1期計画と同様にしたいと考えております。

なお、次期データヘルス計画の策定に当たっては、健康課等関係部署と十分連携を図ってまいりますので、その中で検討させていただきたいと考えております。

○清水会長

よろしいでしょうか。

それでは、本題に入りたいと思います。事務局から資料の説明をしていただいた後、質問をお受けします。

○事務局

[配布資料の確認及び説明]

○清水会長

議題は、賦課方式を移行計画に基づき3方式から2方式へ移行すること、そして賦課限度額の改正についてとなります。意見あるいは質問等いかがでしょうか。

○田代委員

2方式の移行については計画ですので了承しますが、移行したことにより、徴収率などへの影響がどうなっているか教えていただきたいと思います。

○事務局

現時点の収納状況ですが、今年度から新しい取り組みとして、督促状によりコンビニエンスストアで支払いができるよう利便性の向上を図ったことなどもあり、昨年度と比較し、徴収率は若干上回る状況となっております。

○千葉委員

賦課方式の移行と限度額の変更については、事務局の提案に賛成いたします。その上で質問させていただきます。

赤字補てんの繰入金状況は、前回の資料では18億7,000万円で、世帯数で割ると5万9,000円位になります。12月1日号の市報に掲載された国保事業の現況では、1世帯当たり2万円の負担と書かれていますが、その辺り確認させてください。

○事務局

国民健康保険加入世帯数で割ると5万9,000円で、市全体の世帯数で割ると2万円となります。一般会計からの繰入金となりますので、市全体の世帯数で1世帯当たりの負

担を掲載しています。

○平山委員

2方式の移行については、既に決まっていることなのでいいかと思いますが、賦課限度額については、2万円と1万円とでは負担感が違うと思うので、54万円を53万円にし、2年かけて54万円にすることはできないのでしょうか。

○事務局

賦課限度額は、国の政令で示され、各市の運営協議会で決定しますので、各市ばらつきがあります。私どもといたしましては、国が定めた水準を遵守したいという意向があり、多くの市が採用している政令のとおり提案をさせていただいております。

○清水会長

資料3によると、54万円にしている市が26市のうち15市ですね。急に上げている市もありますね。指針を決める際には、急に上げるというよりも、徐々に上げていくという皆さんの意向もあり、そのあたり検討してもいいかとは思いますが

○平山委員

賦課方式を段階的に移行しているのですから、賦課限度額も可能であれば、段階的に上げてよいのではないかと思います。

○村田委員

移行計画の通りやっていくべきであり、そのためには、賦課限度額も事務局案のように進めていくべきだと考えています。

○指田委員

2方式にすることは、議論し決めたことですので計画通りに行っていく。賦課限度額については、1万円下げることにより、一般会計の負担が増えることとなりますか。

○事務局

そういうこともありますし、国が定めた額で補助金等も算定されますので、市の歳入面についても影響が出てきます。

○指田委員

一気に上げるよりはいいとは思いますが、その辺のことも考えなければいけないとは思っています。

○浅野委員

2方式に関しては決定事項と捉えていますので問題はないと思うのですが、賦課限度額に関しては、1万円上げるのと2万円上げるのでは、どの程度国保の財政状況に影響があるか、数字で出していただけるとさらに判断しやすいと思います。

○清水会長

逆にこういう考えもできますね。国は平成29年度には見直しをしませんでしたが、翌年度上げた場合、負担感が増すということはありませんね。

○事務局

昨年1月の資料からの想定ですが、4万円引き上げた際、4,200万円程増額になると推

計しておりますので、その半分 2,000 万円程度という形になるかと思えます。それ以外に、補助金等の面で上げないことによるマイナスの影響があると想定しています。

○仲川委員

2方式に関しては了承しますが、賦課限度額については、なぜ1万円、2万円という単位で上がっているのですか。例えば値上げに関しては、庶民感覚で言うと、2万円上がると、えっ、ということになると思うのです。この単位の決め方はどういう形ですか。

○事務局

その辺りは私どももわかりかねるところではございますが、1つ聞いておりますのは、被用者保険では、最高等級の被保険者の割合が、全体の1.5%程度になるように設定しなさいという法律的な縛りがあります。国としては、制度は同じレベルで考えていこうということで、国保についても1.5%に近づくように上げていきたいという意向があり、国の審議会等で議論し決定しています。

○長谷田委員

2方式は計画通りに行い、賦課限度額についても、54万円に合わせたほうが良いと思います。

○梅田委員

移行に関してはいいと思いますが、限度額については、54万円にした場合の割合等のデータはありますか。

○事務局

国の試算によると、平成28年度で、89万円に達する所得層は、単身世帯で給与所得820万円程度ということです。西東京市に当てはめると、概算ですが、2%強の方が該当する状況です。

○渡邊委員

2方式への移行は計画どおり進めるべきだと思います。また賦課限度額は、迷うところではございますが、案のとおり54万円にするのが妥当かと感じています。

○新井委員

私も、平成30年度を見据えて2方式にする。そして賦課限度額についても財源不足は解消できない話だと思うのですが、近づけておいたほうがいいのかという気がします。

○土方副会長

2方式に関してはこのままでいいかと思っています。限度額は、現状維持とすると開いてしまい、国が上げたときに金額が多くなってしまうということも考えられるので、54万円で仕方ないのかなという気はいたします。

○清水会長

もう少し質問したいとか意見がありましたらおっしゃってください。

ないようですので、3方式から2方式へ移行は、皆さん御承知いただけますね。

(「はい」の声あり)

○清水会長

ありがとうございました。

次に、賦課限度額ですが、53万円という御意見と、政令通り54万円にしたほうが、国の補助金や、平成30年度国が賦課限度額を上げた場合、差が出て上げるのにまた苦勞するというような状況も考えられるのですけれども、いかがいたしましょうか。

採決させていただいてよろしいですか。

賦課限度額については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分のいずれも、国の政令通りに改正するという事で決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○清水会長

ありがとうございました。

○田代委員

資料1他団体の比較、2方式に移行している市の状況が書かれていますが、一般会計から援助を受けているところはあるのですか。

○事務局

多摩26市全ての団体が、一般会計からの赤字補てんという形で繰入れ行っています。

○田代委員

23区もですか。

○事務局

23区もそうです。

○田代委員

ということは、2方式になったとしても、なるべく縮めようと努力してもゼロにはなり得ない、そのような推測なのでしょうか。

○事務局

社会保険に加入しており国保に入っていない方の税金を投入しているという考え方もありますので、国は法定外繰入の解消・削減を一貫して示しています。

今後どうなるかということについては、現在、東京都と市町村の代表で組織する連携会議を設け検討している段階です。東京都の見解も踏まえながら、今後、市としても取り組んでいく必要があると考えております。

○田代委員

それとは真逆に、清瀬市は4方式で、限度額も最低のラインです。見る限りですと保険料は結構高いですね。ということは、逆にいうと一般会計からの負担が少ないということですか。

○事務局

保険料の算定は、所得状況なども考慮されます。資産割も採用していますので、所得割の率だけではわかりかねます。

(2) その他

○清水会長

それでは、その他に移らせていただきます。

○事務局

ご審議ありがとうございました。ご承認いただきましたので、次回の運営協議会の際には本日の御意見も踏まえた内容で、平成29年度の予算案における収支バランスの把握の際に反映させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○事務局

次回、第3回の運営協議会の開催について調整させていただきたいと思えます。

[次回日程調整]

○清水会長

平成29年1月24日(火)午後7時といたします。

3 閉 会

それでは、予定した議題を終わりましたので、本日はこれで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。

午後8時04分 閉会